



## 広島地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

### 広島労働局一般公示第9号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会の委員を任命したいので、広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（铸件管、可鍛铸件を除く）、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（铸件管、可鍛铸件を除く）、可鍛铸件製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年9月4日

広島労働局長 小沼 宏治

### 記

#### 広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

##### 1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（铸件管、可鍛铸件を除く）、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（铸件管、可鍛铸件を除く）、可鍛铸件製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、広島県の区域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（铸件管、可鍛铸件を除く）、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鋳鉄铸件製造業（铸件管、可鍛铸件を除く）、可鍛铸件製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

##### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

##### 3 推薦手続

###### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に次の書類を添付してそれぞれ提出すること。

ア 候補者履歴書

イ 候補者が広島地方最低賃金審議会専門部会委員に就任することについての内諾書

###### (2) 推薦締切期日

令和7年9月18日

###### (3) 推薦書の提出先

広島労働局労働基準部賃金室（広島市中区上八丁堀6番30号）

別紙様式

令和 年 月 日

内 諾 書

広島労働局長 殿

広島労働局長 殿

推薦者（代表）  
住 所  
氏 名  
（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

令和 年 月 日

住 所

氏 名

広島地方最低賃金審議会広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、  
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会の〔労働者代表／使用者代表〕委員の候補者  
として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

私は、広島地方最低賃金審議会広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、  
可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会の委員に任命さ  
れましたときには、就任することを内諾します。

記

| ふりがな<br>氏 名 | 年齢 | 現職（現在の職業、所属団体、<br>地位をすべて記入すること。） | 略 歴 |
|-------------|----|----------------------------------|-----|
| （生年月日）      |    |                                  |     |



## 広島地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

### 広島労働局一般公示第 10 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会の委員を任命したいので、広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 9 月 4 日

広島労働局長 小沼 宏治

### 記

#### 広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

##### 1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

##### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

### 3 推薦手続

#### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に次の書類を添付してそれぞれ提出すること。

ア 候補者履歴書

イ 候補者が広島地方最低賃金審議会専門部会委員に就任することについての内諾書

#### (2) 推薦締切期日

令和7年9月18日

#### (3) 推薦書の提出先

広島労働局労働基準部賃金室（広島市中区上八丁堀6番30号）

別紙様式

令和 年 月 日

内 諾 書

広島労働局長 殿

広島労働局長 殿

推薦者（代表）  
住 所  
氏 名  
（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

令和 年 月 日

住 所

氏 名

広島地方最低賃金審議会広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の〔労働者代表／使用者代表〕委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

私は、広島地方最低賃金審議会広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の委員に任命されましたときには、就任することを内諾します。

記

| ふりがな<br>氏 名 | 年齢 | 現職（現在の職業、所属団体、<br>地位をすべて記入すること。） | 略 歴 |
|-------------|----|----------------------------------|-----|
| （生年月日）      |    |                                  |     |



## 広島地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

### 広島労働局一般公示第 11 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の決定（改正決定）に係る専門部会の委員を任命したいので、広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 9 月 4 日

広島労働局長 小沼 宏治

### 記

#### 広島地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

#### 1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

#### 2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

#### 3 推薦手続

##### (1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に次の書類を添付してそれぞれ提出すること。

ア 候補者履歴書

イ 候補者が広島地方最低賃金審議会専門部会委員に就任することについての内諾書

##### (2) 推薦締切期日

令和 7 年 9 月 18 日

##### (3) 推薦書の提出先

広島労働局労働基準部賃金室（広島市中区上八丁堀 6 番 30 号）

別紙様式

令和    年    月    日

内 諾 書

広島労働局長    殿

広島労働局長    殿

推薦者（代表）  
住 所  
氏 名  
（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

令和    年    月    日

住 所

氏 名

広島地方最低賃金審議会広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の  
〔労働者代表／使用者代表〕委員の候補者として下記の者を内諾書添付のうえ  
推薦します。

私は、広島地方最低賃金審議会広島県自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会の委員に任命されましたときには、就任するこ  
とを内諾します。

記

| ふりがな<br>氏 名 | 年齢 | 現職（現在の職業、所属団体、<br>地位をすべて記入すること。） | 略 歴 |
|-------------|----|----------------------------------|-----|
| （生年月日）      |    |                                  |     |